

車両売買契約の締結に関する契約書（案）

北海道市町村備荒資金組合（以下「甲」という。）と
（以下「乙」という。）とは、車両に係る売買契約の締結について、次の条項により契約を締結する。

- | | |
|-----------|----------------------|
| (1) 車両の名称 | 路面清掃車 |
| (2) 型式 | 別紙仕様書のとおり |
| (3) 性能 | 別紙仕様書のとおり |
| (4) 数量 | 1台 |
| (5) 売買代金 | 金 円 |
| | （うち消費税及び地方消費税の額 金 円） |

（売買契約の締結）

第1条 甲と乙は、頭書の車両の甲から旭川市（以下「丙」という。）への譲渡について丙議会において議決されたときは、別紙契約書案により当該車両の売買契約を締結するものとする。

（損害賠償）

第2条 乙は、丙議会の議決を得られないために当該車両に係る売買契約を締結することができない場合において生じる一切の損害の賠償を請求しないものとする。

（契約の効力）

第3条 この契約は、第1条の規定により当該車両の売買契約を締結し、又は丙議会において当該車両の甲から丙への譲渡に関し議決されないこととなるまでの間はその効力を有するものとする。

（補則）

第4条 この契約書に定めのない事項については、必要に応じ甲乙協議して定めるものとする。

この契約を証するため、本書を2通作成し、甲乙両者記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

甲 札幌市中央区北4条西6丁目 北海道自治会館内
北海道市町村備荒資金組合長 原田 裕

乙

車 両 売 買 契 約 書

北海道市町村備荒資金組合（以下「甲」という。）と
（以下「乙」という。）とは、車両の売買について、次のとおり契約する。

（総則）

第1条 甲は、乙から次に掲げるところにより、車両を買い入れるものとする。

- | | |
|---------------|----------------------------|
| (1) 車 両 の 名 称 | 路面清掃車 |
| (2) 型 式 | 別紙仕様書のとおり |
| (3) 性 能 | 別紙仕様書のとおり |
| (4) 数 量 | 1台 |
| (5) 売 買 代 金 | 金 円 |
| | （うち消費税及び地方消費税の額 金 円） |
| (6) 納 入 場 所 | 旭川市東旭川町下兵村6番地の2旭川市土木事業所敷地内 |
| (7) 納 入 期 限 | 令和9年3月31日 |

（納入及び検査）

第2条 乙は、第1条第6号の納入場所に車両を納入したときは、直ちにその旨を甲に通知しなければならない。

- 2 甲は、前項の通知を受けたときは、その日から10日以内に検査を行い、検査に合格したものについては、その引渡しを受けるものとする。
- 3 乙は、前項の検査に合格しないものについては、速やかにこれを代品と取り替えなければならない。この場合においては、前2項の規定を準用する。

（代金の支払）

第3条 甲は、車両の引渡しを受けた後、売買代金を、甲が乙から適法な支払請求書を受領した日から30日（以下「約定期間」という。）以内に支払うものとする。

（危険負担）

第4条 第2条第2項（同条第3項において準用する場合を含む。）の引渡しの前に生じた車両についての損害は、乙の負担とする。ただし、甲の責めに帰すべき理由による場合は、甲の負担とする。

（契約不適合責任）

第5条 甲は、納入した車両に種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しない状態（以下「契約不適合」という。）があるときは、別に定める場合を除き、その修補、代替物の引渡し、不足物の引渡しによる履行の追完を請求することができる。ただし、乙は、甲に不相当な負担を課するものでないときは、甲が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。

- 2 前項に規定する場合において、甲は、同項に規定する履行の追加の請求（以下「追完請求」という。）に代え、又は追完請求とともに、損害賠償の請求及び契約の解除をすることができる。
- 3 第1項に規定する場合において、甲が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、甲は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。この場合において、代金の減額の割合は納入日を基準とする。
- 4 追完請求、前項に規定する代金の減額の請求（以下「代金減額請求」という。）、損害賠

償の請求及び契約の解除は、契約不適合が甲の責めに帰すべき事由によるものであるときはすることができない。

- 5 甲が契約不適合（数量に関する契約不適合を除く。）を知った時から1年以内にその旨を乙に通知しないときは、甲は、その不適合を理由として、追完請求、代金減額請求、損害賠償の請求及び契約の解除をすることができない。ただし、乙が引渡しの際にその不適合を知り、又は重大な過失によって知らなかったときは、この限りでない。

（履行遅滞）

第6条 乙は、第1条第7号の納入期限までに車両を納入することができないときは、その理由を付して甲に納入期限の延期を申し出なければならない。

- 2 前項の申出があった場合において、甲が納入期限の延期を承認したときは、その申出の内容が天災その他不可抗力によるものと甲が認めた場合又は甲の責めに帰すべきものである場合を除き、乙は、その納入期限の翌日から納入の日までの日数に応じ、売買代金に対し「政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率」（昭和24年大蔵省告示第991号）で定められた率（以下「遅延利息の率」という。）を乗じて計算した金額を違約金として甲に支払わなければならない。

- 3 甲は、その責めに帰すべき理由により約定期間内に売買代金を支払わないときは、その支払期限の翌日から支払の日までの日数に応じ、当該未払額に対し遅延利息の率を乗じて計算した金額を遅延利息として乙に支払うものとする。

（解除）

第7条 甲は、次の各号のいずれかに該当する場合には、何らの催告をしないで、この契約を解除することができる。この場合において、乙は、解除により生じた損害の賠償を請求することができない。

- (1) 乙の責めに帰すべき理由により、乙がこの契約の条項に違反した場合又は乙がこの契約を履行する見込みがないと甲が認めた場合
(2) 乙から契約解除の申出があった場合

- 2 前項の規定によりこの契約が解除されたときは、乙は、売買代金の100分の10に相当する額の賠償金を甲に支払わなければならない。

（管轄裁判所）

第8条 この契約に関し訴訟等が生じたときは、甲の事務所の所在地を管轄する裁判所を第一審の裁判所とする。

（契約に定めのない事項）

第9条 この契約に定めのない事項については、必要に応じて甲乙協議して定めるものとする。

この契約を証するため、本書を2通作成し、甲乙両者記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

甲 札幌市中央区北4条西6丁目 北海道自治会館内
北海道市町村備荒資金組合長 原田 裕

乙